○経済産業省告示第七十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名	登録番号	氏名
104104	髙田　雅香	106573	小島　康夫
211361	平尾　浩	212985	大木　浩
214715	出川　克己		

○経済産業省告示第七十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十八年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名	登録番号	氏名
102332	利光　保生	106619	山田　徹郎

○経済産業省告示第七十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名	登録番号	氏名
408486	前川　卓志	408512	山口　誠
408519	佐々木　敏	408532	尾崎　満史
408536	小野　広人	408552	山﨑　仁史
408573	近藤　隆生	408578	植木　正明

○防衛省告示第八十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十八年三月三十日

防衛大臣　中谷　元

「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」に改め、第一号中「次号」を「次号から第四号まで」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」に改め、第二号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「行うもの」を「行うもの（以下同じ。）」に、「であるもの」の下に「（第四号に掲げるものを除く。）」を加え、次の二号を加える。

三　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組が行われていると認められる空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであって、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）　二十分の七

四　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組が行われていると認められる空港に着陸する航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。）　四分の一

国会事項

衆議院

質問書提出

三月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

会計検査院の業務遂行と特定秘密の保護に関する法律の整合性に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

北朝鮮による拉致問題に関する質問主意書（本村賢太郎提出）

安保理決議第二二七〇号に係る朝鮮総連、及び在日本朝鮮人科学技術協会（科協）への資産凍結に関する質問主意書（松原仁提出）

ストックホルム合意に関する質問主意書（松原仁提出）

参議院

会議

三月二十九日（火曜日）午後四時　本会議

議案受領（予備審査）

三月二十八日衆議院から次の議案が送付された。

政官接触記録の作成等に関する法律案（大島敦外七名提出）（衆第二三号）

議案付託

三月二十八日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案（大久保勉外七名発議）（参第二号）

財政金融委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

総務委員会に付託

質問主意書提出

三月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問主意書（吉川沙織提出）（第九二号）

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問主意書（吉川沙織提出）（第九三号）

質問主意書転送

三月二十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

難民認定状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第九〇号）

日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第九一号）

人事異動

国家公安委員会

（中国管区警察局総務監察・広域調整部長）警視正　柳原　克弘

北海道警察釧路方面本部長を命ずる（三月二十二日）

警察庁

（九州管区警察学校長）警視長　伊藤　輝

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　伊藤　輝

警視監に任命する

辞職を承認する

（北海道警察釧路方面本部長）

同　篠原　和良

東北管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる

（中国管区警察局長）警視監　大庭　靖彦

中国管区警察局総務監察・広域調整部長事務取扱を命ずる

（東北管区警察局総務監察・広域調整部長）警視長　田畑　勝己

近畿管区警察学校長を命ずる

（近畿管区警察学校長）同　堤　康次郎

九州管区警察学校長を命ずる（以上三月二十二日）